

## 青梅市営共同利用工場条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、成年被後見人等を理由とする欠格規定を見直すほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市営共同利用工場条例等の一部を改正する条例

(青梅市営共同利用工場条例の一部改正)

第 1 条 青梅市営共同利用工場条例（昭和 5 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条第 1 号中「市が」を「青梅市が」に改める。

第 4 条中「市長」を「青梅市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「1 中小工業者」の次に「につき」を加え、同条第 2 項中「手続き」を「手続」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

第 6 条 市営工場の使用申込みをしようとする中小工業者（以下「申込者」という。）は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 使用許可を受けた日から 3 月以内に操業を開始することができるものであること。

- (2) 使用申込みの時点において、市税を滞納しているものでないこと。
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うものでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うものでないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。
- (6) 精神の機能の障害により市営工場の使用にかかる事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないものでないこと。
- (7) 現に市営工場の使用許可を受けていないものであること。

第6条第2項中「使用を申し込む中小工業者」を「申込者」に改め、同条第3項を削る。

第7条を次のように改める。

（使用者の選考）

第7条 市長は、前条に定める資格を有する申込者に市営工場を使用させることについて、青梅市工業振興対策審議会に諮問し、その答申を受けなければならない。

2 市長は前項の答申にもとづき、市営工場の使用者（以下「使用者」という。）を決定するものとする。この場合において、当該答申により使用が認められた申込者の数が使用されるべき作業室の数を超えるときは、抽せんによりこれを決定するものとする。

3 市長は、前項の抽せんによりがたい実情があると認めたときは、別に定める方法により使用者を決定することができる。

第8条各号列記以外の部分中「市営工場を使用させる」を「使用者の決定をする」に改め、同条第2号中「第3項もしくは第4項」を「第4項もしくは第5項」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「作業室の使用許可を受けた者は、遅滞なく次の手続き」を「前2条の規定による決定にもとづく使用許可を受けた使用者は、遅滞なく次の手続」に改め、同項第2号中「3か月」を「3月」に改め、同条第2項中「作業室の使用許可を受けたもの」を「使用者」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「使用の許可を受け、作業室を使用することになった者（以下「使用者」という。）」

を「使用者」に、「届け出なければならない」を「届け出るとともに、新たに必要な資格を有する保証人を立て、第1項第1号に規定する手続をしなければならない」に改める。

第10条第1項中「作業室等」を「市営工場」に改める。

第13条第1項中「作業室」を「市営工場」に改め、同条第4項中「手続き」を「手続」に、「作業室」を「市営工場」に、「その事実を知つた日」を「市長がその事実を知り、使用者に対する使用許可を取り消した日」に改める。

第14条第3項中「6か月」を「6月」に改める。

第15条第4号中「市営工場施設」を「市営工場」に改める。

第16条および第17条中「作業室」を「市営工場」に改める。

第19条第4項中「作業室等」を「市営工場」に、「原形に復し」を「原状回復し」に改める。

第21条の見出し中「作業室」を「市営工場」に改め、同条第1項中「作業室」を「使用期間の満了前に市営工場」に、「3か月前」を「3月前」に改め、同条第2項中「3か月分」を「3月分」に改め、同条第3項中「原形に復さ」を「原状回復し」に改める。

第22条第1項中「作業室」を「市営工場」に改め、同条第2項中「賠償を償う」を「賠償金」に改める。

第23条第1項を次のように改める。

第23条 使用者が次の各号の一に該当する場合、市長は市営工場の使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる申込者の資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用料を3月分以上滞納したとき。
- (4) 市営工場を1月以上使用しないとき。
- (5) 市営工場を故意または重大な過失により滅失し損したとき。
- (6) 犯罪その他著しく信用を損なう事実があつたとき。
- (7) この条例またはこれにもとづく市長の指示に違反したとき。
- (8) 前各号のほか、市長が市営工場の管理上必要があると認めたとき。

第23条第3項中「作業室等の明渡しの日までの使用料またはこれに相当する損害金」を「市営工場の使用許可を取り消された日までの使用

料および同日から明渡しの日までの使用料に相当する額の損害金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「指定期日」の前に「前項の」を加え、「作業室等」を「市営工場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により明渡しを請求するときは、明渡しの期日を指定するものとする。

第24条中「作業室」を「市営工場」に改める。

第25条中「作業室を明け渡さないときは、作業室等」を「市営工場を明け渡さないときは、市営工場」に改める。

(青梅市下水道条例の一部改正)

第2条 青梅市下水道条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項第1号中「成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

第5条の6第4号中「第1号」の次に「または第4号」を加える。

第5条の7第5項中「第5条の3第2項第1号または第2号の規定に該当する者または第5条の10の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者を登録してはならない」を「第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録をしないことができる」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 第5条の3第2項第1号または第2号の規定に該当する者

(2) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 第5条の10の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者

第5条の10第1号中「第1号」の次に「または第5条の7第5項第2号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。